

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和5年5月2日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	庵治大池地区	令和5年1月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	四通田地区	令和5年1月25日
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西鹿庭地区	令和5年2月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	白山地区	令和5年1月23日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	平野池地区	令和5年2月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	荒木地区	令和5年1月23日
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	流田北地区	令和5年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	出井北西地区	令和5年3月3日
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西ノ沢地区	令和5年2月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	東上所1-3号地区	令和5年1月16日